

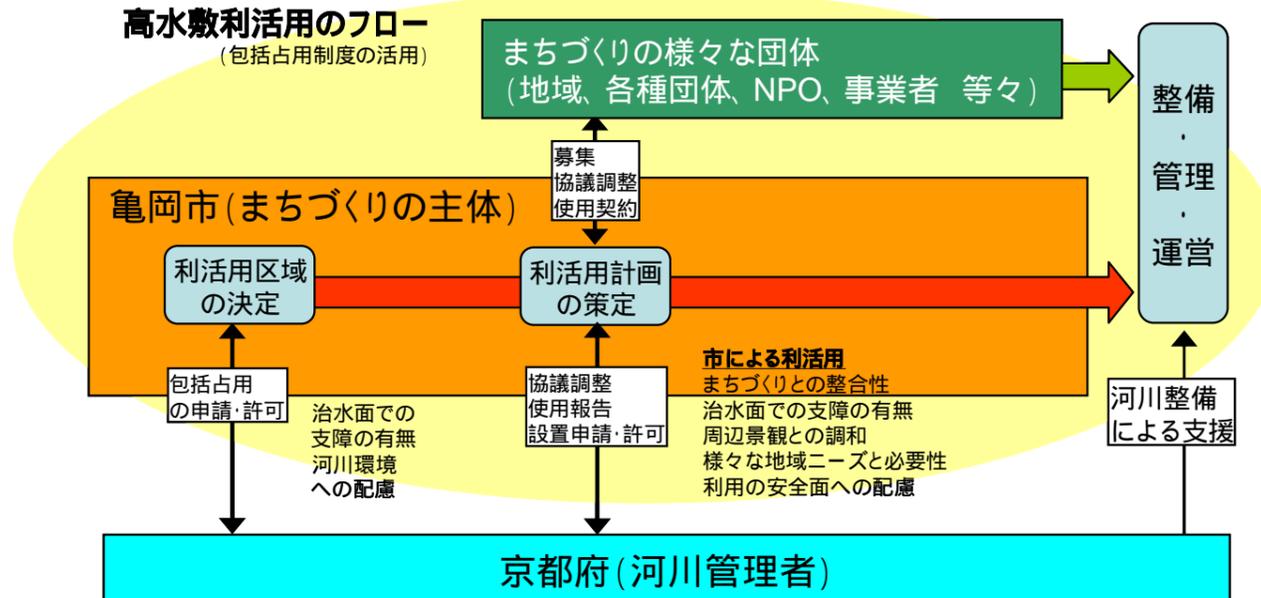


かわまちづくり 整備内容 検討案

(注) 印は、各施策に関わる取り組みの主体を示すもので、それぞれが役割を分担して施策実現にあたるものである。  
 なお、印は、その施策を推進するため、中心となってとりまとめを行うものである。

目標	整備方針	施策メニュー	考えられる具体的な内容	取り組みの主体		
				河川管理者 (府)	亀岡市	地域等
【目標1】 かわとまちを “むすぶ”	かわとまちの接点の一体的整備	駅北区画整理事業との連携	・曾我谷川の一体的整備 ・亀岡の新しい玄関にふさわしい景観の形成・土地利用誘導	河川		造成
		保津町まちづくりプランとの連携	・水辺公園の整備(高水敷の利活用)			
	かわとまちをむすぶ ネットワークの形成	支川を活用した散策路の整備	・雑水川の散策路整備(亀山城址・南郷池 文化資料館 保津川) ・年谷川の松並木道「野橋立」 ・西川の散策路(JR馬堀駅 保津川) ・鶴の川の散策路(トロッコ亀岡駅 山陰古道)			
		川の楽しさ、恐ろしさを伝える 情報の発信	・HP、広報誌などによるかわとまちの情報発信 ・河川電光情報板の設置			
【目標2】 かわの魅力を活かしてまちが “にぎわう”	保津川のシンボルの創出	「(仮称)保津川 花回廊」の整備	・築堤、桜・つつじなど花木の植栽、遊歩道、休憩スポット、案内板 等			
		年谷川千本松「野橋立」の復元	・松並木、遊歩道、休憩施設、案内板 等			
	観光拠点の整備充実	「山本浜」の復元	・緩傾斜護岸、河原の再生			
		保津小橋の周辺整備	・橋詰広場、休憩施設、案内板 等			
		保津川下りの周辺整備	・乗船場及び周辺護岸整備、出発広場、案内板 等			
	まちの資源を活かした 観光ネットワークの形成	観光動線の整備	・「(仮称)保津川 花回廊」等 (トロッコ 保津小橋 保津町 保津川下り 亀岡駅)			
		輸送手段の検討	・馬車等の運行			
	【目標3】 かわの自然、 まちの歴史と 文化に “ふれあう”	川の自然を感じる 交流・ふれあいの場の創出	高水敷の利活用	・市のまちづくり計画に沿った利活用(包括占用制度の活用) (芝生公園、多目的広場、コミュニティ広場、花畑、採草地、河川環境保全活動 の拠点 等々)		
水辺の散策路			・水辺の小径の整備			
アユモドキをはじめ多くの 生き物の生息環境の保全再生		水辺環境の保全再生	・水際の保全再生 ・ワンドの創出			
		アユモドキ保全協議会との連携	・生息環境の保全、再生 ・生息調査の実施			
保津川と人との関わりの 歴史文化を伝える		歴史文化の伝承	・歴史史跡案内マップ(川と歴史を巡る散策コースの設定) ・保津川百景との連携 ・歴史文化、自然学習会として「(仮称)保津川探検」の開催			
		上内膳、下内膳の復元	・上内膳の補修 ・下内膳の復元			

高水敷利活用のフロー  
(包括占有制度の活用)



(河川敷地の使用について)

自由使用	・誰もが何時でも自由に使用(河川利用の基本) ・河川管理や他の利用を妨げないことが原則 例) 散歩、水泳、釣り、ボート 等々
特別使用	・河川管理や他の利用の妨げる利用は河川法で禁止 ・公益上やむを得ないもの許可を得て使用 例) 橋、道路、公園、グラウンド、取水施設 等々

河川法

第24条(土地の占有の許可)、第26条(工作物の新築等の許可)

河川敷地占有許可準則

占有主体: 国又は地方公共団体、非営利の地域団体等

占有施設: 福利厚生施設(公園、緑地、広場、運動場、自転車道等々)

公共性・公益性施設(道路、鉄道、上下水道管、ガス管、電線等々)

その他(防災ヘリ離着場、水防倉庫、公共水上交通船着場等々)

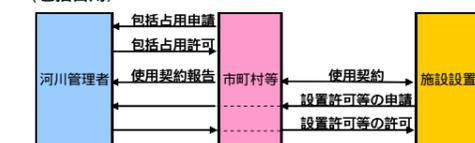
(河川占有の形態)

通常の占有	施設毎に設置者が河川管理者の許可を得て占有(利用)
包括占有	・市町村が河川管理者と協議して区域を定め占有 ・その後、市町村がまちづくり計画等に沿って、具体的な利用を決定 ・市町村が河川敷地利用を主体的に判断していくための利用を決定

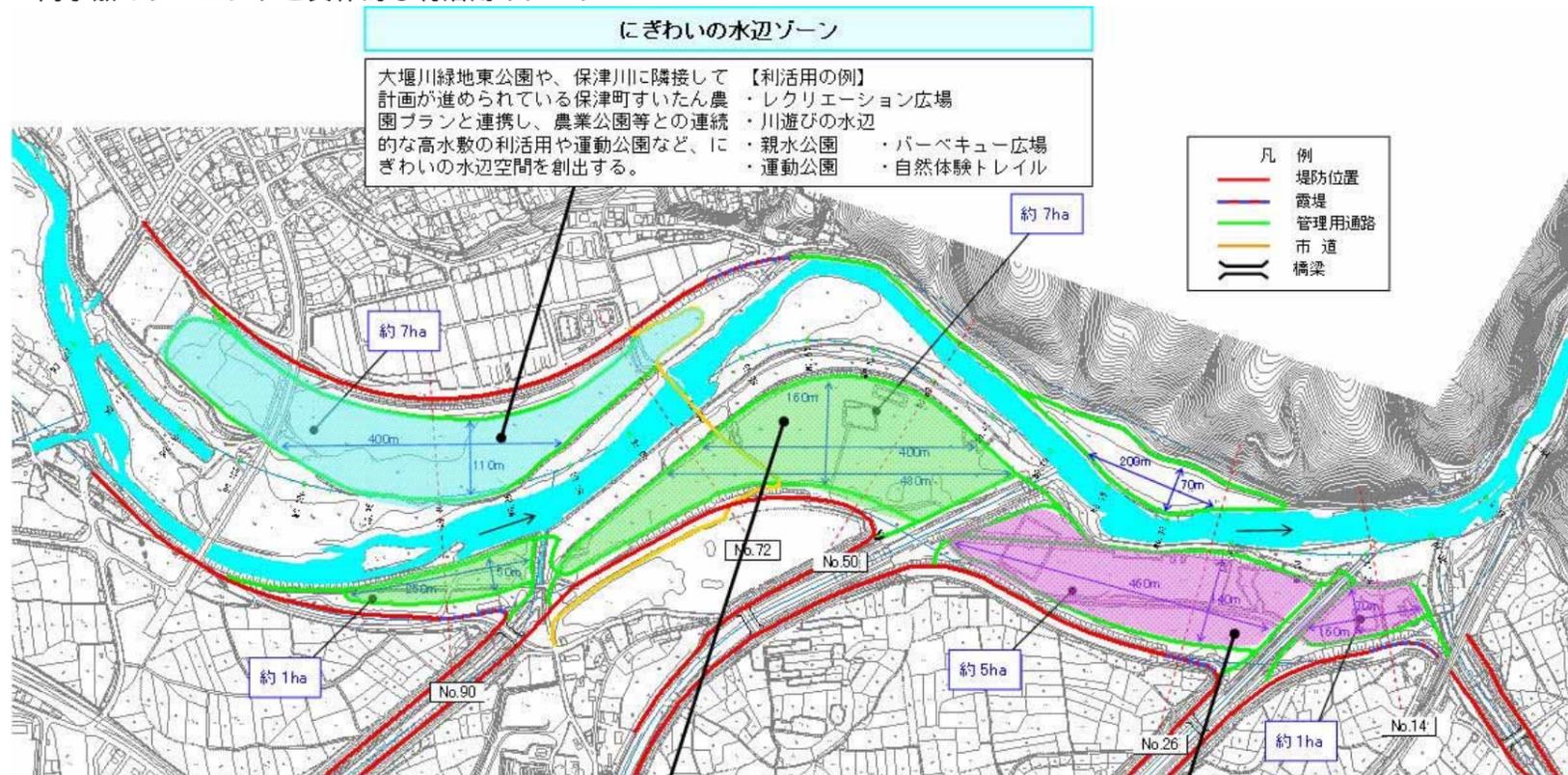
(通常の占有)



(包括占有)



高水敷のゾーニングと具体的な利活用イメージ



いこいの水辺ゾーン

水と緑の自然豊かな河川環境を活かした地域の様々な交流や市民の身近な広場として、また新たな保津川のシンボルとなる「保津川花回廊」のエンタランスとして、憩いの水辺空間を創出する。

【利活用の例】  
・多目的広場  
・自然観察園  
・水辺の散歩路  
・ウォーキングコース  
・ピクニック広場  
・児童公園

ふれあいの水辺ゾーン

亀岡観光(トロッコ亀岡駅、山本浜、保津川下りなど)に訪れる人々が、保津川の自然や歴史文化に出会い、また人と人との交流するふれあいの水辺空間を創出する。

【利活用の例】  
・駅前ふれあい広場  
・オープンカフェ  
・山本浜の再生  
・川の駅  
・観光花畑  
・水辺の散歩路  
・地場産品市

【モデル地区での検討】

保津町すいたん農園プランに隣接する『にぎわい水辺ゾーン』をモデル地区として位置づけ、自治会・関係団体・市・府などによるワーキングを設置して、利活用計画や整備手法及び維持管理方策等について、具体的な検討を先行して進めていく。

